

平成18年度 第2回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成19年12月19日（火）10：00～12：30

II. 場 所：高圧ガス保安協会第6会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

副委員長：吉川

委員：阿部、大谷、石崎、堀、小泉、飯田、片村、農頭、佐々木（井波代理）、宮崎

K H K：鈴木、長榮、小山田、鳥越

IV. 配付資料

資料15 第1回移動容器規格委員会議事録（案）

資料16 液化石油ガスタンクローリ再検査基準に係るテクニカルレビューへの対応及びパブリックコメント実施結果

資料17 溶接アルミニウム合金製容器再検査基準の廃止について（案）

資料18 FRP複合容器再検査基準の廃止について（案）

資料19 一般継目なし容器再検査基準の改正について（案）

資料20 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 改正案

資料21 高圧ガスタンクローリ再検査基準の改正について

V. 議事概要

1. 定足数の報告

事務局から本日の出席委員は12名（代理1名含む。）であり、規格委員会規程に定める定足数を満足していることの報告があった。

2. 代理出席について

事務局から（社）日本アルミニウム協会井波委員の代理として佐々木氏を当委員会に出席させることについて事前に委員長の承認を得ている旨報告があった。

3. 前回議事の確認

事務局から資料15に基づき、「第1回移動容器規格委員会議事録（案）」につ

いて説明を行った後、当該議事録（案）の採決を実施したところ、出席委員（代理人含む。）の過半数（7名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

4. 液化石油ガスタンクローリ再検査基準の廃止について

事務局から資料16に基づき、同基準に係るテクニカルレビューへの対応及びパブリックコメント実施結果を報告した。また、技術委員によるプロセスレビューを実施中であることを補足した。

質疑事項等はなし。

5. 溶接アルミニウム合金製容器再検査基準の廃止について

(1) 事務局から資料17に基づき、溶接アルミニウム合金製容器再検査基準の廃止について説明を行った。質疑事項等は以下のとおり。

①本基準の廃止後、本基準に規定された内容はいずれかの基準等でカバーされるのかについて質問がなされ、事務局は、殆どの規定が容器則及び告示に規定されている。ただし、資料17に記載した部分については、規定されていない事を説明した。

②アルミ容器については、海外の事故例であるが、残ガス回収を実施したがバルブの不具合と考えられる原因のため、ガスが放出されていない状態でバルブ取り外しを行ったため発熱反応から燃焼・爆発したと考えられる事例がある。この事例からもアルミ容器については検査所において注意が必要であることを再検査基準として規定すべきであるとの意見がなされた。これに対し、事務局及び他の委員より、本基準は溶接容器のため、主用途がLPガスであり、事故例で示された酸素の容器については、空気呼吸器用アルミ容器の再検査に係る基準にバルブの取り外し時にバルブが固着しガスが回収されない場合についても規定していること、再検査を行う事業者団体においてバルブの取り外しに係る注意事項等について基準化を進めていることから同基準を廃止しても良いのではと言う発言があった。

(2) 溶接アルミニウム合金製容器再検査基準の廃止に係る書面投票の実施及び同実施期間（15日）について採決を行った結果、出席委員（12名）の過半数（7名）の賛成（満場一致）により可決された。なお、書面投票を実施するとき、本基準で検査を行う容器はほぼLPガス用であること、また、検査所団体において基準化を進めていることを補足すべきとの意見があった。

6. FRP複合容器再検査基準の廃止について

(1) 事務局から資料18に基づき、FRP複合容器再検査基準の廃止について説明を行った。

質疑事項等はなし。

- (2) FRP複合容器再検査基準の廃止に係る書面投票の実施及び同実施期間(15日)について採決を行った結果、出席委員(12名)の過半数(7名)の賛成(満場一致)により可決された。

7. 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準について

- (1) 事務局が資料19及び資料20に基づき、空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準の改正に係る背景及び改正案を説明した。質疑事項等は以下のとおり。

①P9の図3等耐圧試験設備の水筒の蓋とき水線の間に入っているような誤解が生じる。空気が入ると正確に膨張量を測定できない。修正してほしい。

→修正する。

②P7に空気呼吸器基準の場合2.4.2、アルミ基準の場合2.5.3に内部目視検査に使用する設備が規定されているが項目のタイトルが異なっている。整合させた方が宜しいのではないか。

→事務局で確認してどちらかに整合する。

③「照度を得られる光力を有する豆電球」と規定しているが、「検査ができる照度を有する豆電球」としてはどうか。また、高熱源である豆電球を使用することは問題ないか。

→ガスを十分排除した後熱源を挿入し実施するため、高熱源であることは問題ない。現行の告示では具体的事例として豆電球が規定されている。また、現行基準では追加として内視鏡を規定している。

④基準中、SI単位でないもの、「リットル」と「L(ラージエル)」が混在している。訂正の必要はないか。

→法令中規定がある単位についてはSI単位でないものも規定している。また、リットルについてはいずれかに統一する。

⑤バルブの取り外しについて現行解説に記載のある事項を本文に格上げする必要はないか。あるいは本文の規定内容をもっと注意を喚起できる方法へ変更する必要があると思われる。

→解説に書かれた事項は参考的なもののため、解説のままとするが本文をより注意が喚起できる方法へ改正する。

⑥切り傷の深さ、腐食の深さ等において空気呼吸器とアルミの基準に違いがあるが何に基づいているのか。また、数字の根拠を明確にした方がよいのではないか。告示では外観検査の合否は切り傷、腐食等の組み合わせで判

定することとなっているがこれでよいのか。

→空気呼吸器の方が余肉が少ないため、厳しめの基準としている。参考とした論文名を解説に記載している。また、判定については論文を参考に告示の内容ではなく、厳しめに規定している。

⑦バルブに装置される圧力等についての気密試験の追加は良いことと考える。他の容器への反映はどうするのか。

→他の基準改正時にそれぞれ反映していきたい。

⑧記録の保存は法令では2年となっているが6年以上と規定するのか。また、記録の保存は容器の所有者にも義務があるのか。

→再検査期間+1年として6年と規定している。次回再検査まで、記録を保存しておく必要があるとして規定している。又、記録の保管は検査所に対する規定である。

⑨項目の順番については両基準を整合させることとなった。

8. 高圧ガスタンクローリ再検査基準について

事務局が資料21に基づき、高圧ガスタンクローリ再検査基準の改正に係る進捗状況等を説明した。質疑事項等はなし。

9. 次回委員会は平成19年3月15日（木）14時または平成19年3月20日（火）10時からのいずれかで開催することとし、事務局が調整し連絡することとなった。